

令和 8 年 1 0 月 6 日

被保険者各位

日本製紙健康保険組合

高額療養費の法改正に伴う付加給付の見直しについて

平素は当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和 8 年 8 月に高額療養費制度の法改正がなされたことに伴い、当健保組合の一部負担還元金・家族療養費付加金（付加給付）についても同日付けで見直しを行いました。

詳細は下記のとおりとなりますので、ご承知おきください。

記

■高額療養費の改正について

《施 行 日》

令和 8 年 8 月 1 日

《改正の趣旨》

制度全体の持続可能性の確保の観点から、短期療養者には追加負担をお願いする一方で、年間上限の新設や低所得者の負担軽減により、長期療養者・低所得者への支援強化を図っています。

詳しくは、当健保機関紙 Vol.100(2026 年 Autumn) HP バックナンバーリンク先

<https://np-kenpo.or.jp/pr/>

および 別添資料：高額療養費制度の上限額（令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月まで）を参照ください。

■一部負担還元金及び家族療養費の改正内容

《一部負担還元金及び家族療養費とは》

当健保独自の規約により、医療機関での診療や入院にかかる費用のうち、患者が窓口で支払う自己負担額が一定の基準（自己負担限度額）を超えた場合、健康保険組合がその超過分を還元します。

《施 行 日》

令和 8 年 8 月 1 日

《改正の趣旨》

高額療養費の改正の趣旨に準じ、区分に合わせた設定にするものです。

《適用開始について》

令和 8 年 8 月診療の明細が令和 8 年 10 月到着後、令和 8 年 11 月から給付します。

《改正の内容》

●一部負担還元金及び家族療養費(付加給付金)の自己負担限度額

適用区分		標準報酬月額	付加給付の限度額	付加給付金 (最大給付額)
70歳未満	70歳以上			
ア	現役並みⅢ	標準報酬月額 83 万円以上	170,300+(総医療費 -901,000)×1%	100,000
イ	現役並みⅡ	標準報酬月額 53～79 万円	79,100+((総医療費 -597,000)×1%	100,000
ウ	現役並みⅠ	標準報酬月額 28～50 万円	45,700+((総医療費 -286,000)×1%	40,100
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	標準報酬月額 26 万円以下	40,000	21,500
オ	—	住民税非課税		

※太字部分が変更した部分です。

1,000 円未満不支給、100 円未満切り捨て。

合算高額療養費が発生した場合は対象外になります。

＜参考＞令和 8 年 7 月までの内容

適用区分		標準報酬月額	付加給付の限度額	付加給付金 (最大給付額)
70歳未満	70歳以上			
ア	現役並みⅢ	標準報酬月額 83 万円以上	152,600+(総医療費 -842,000)×1%	100,000
イ	現役並みⅡ	標準報酬月額 53～79 万円	67,400+((総医療費 -558,000)×1%	100,000
ウ	現役並みⅠ	標準報酬月額 28～50 万円	40,000+((総医療費 -267,000)×1%	40,100
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	標準報酬月額 26 万円以下	40,000	17,600
オ	—	住民税非課税		

以 上